

マイクロチップは はなればなれに ならないための お守りです

散歩中に逃げたり、窓の隙間から脱走してしまったり、災害時や盗難、事故など、どんなに気を付けていてもペットと離れ離れになってしまうことがあります。そんなもしもの時に役立つのが、飼い主情報です。犬には鑑札を装着しなければなりません、マイクロチップという方法もあります。令和4年6月1日から、犬・猫に対するマイクロチップの装着について新たな制度が始まっています。(動物の愛護及び管理に関する法律)





迷子対策 できていますか？ マイクロチップが役に立ちます

マイクロチップ登録制度について

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。令和4年6月1日以降にペットショップ等から迎えた犬や猫には、例外を除きマイクロチップが装着されていますので、飼い主は「飼い主情報登録」の手続きが必要になります。それ以前から飼育されていた方もできる限りマイクロチップを装着するように努めることが規定されています。

マイクロチップには 飼い主情報を登録する義務があります

マイクロチップが装着された犬・猫を飼い始めた場合や、飼い犬や飼い猫に新たにマイクロチップを装着した場合も**30日以内に飼い主登録**をしなければなりません。

そもそも

マイクロチップってなに？

直径1.4mm×長さ8.2mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字が記録された電子標識器具です。この番号を使用して、飼い主の情報を登録することで、ペットが迷子になったり災害時にはぐれてしまったりしても、身元を確認することができます。

副作用がない材質が使われており、獣医師が正しく施術すれば負担をかけることはありません



登録しないとどこの子かわからないよ 登録手続きについて

マイクロチップが装着された 犬、猫を購入された方

既にマイクロチップが装着・登録されているので、飼い主の情報に変更する「登録変更」が必要です。犬・猫と一緒に渡された「登録証明書」を準備し、以下の通り手続きを行ってください。

飼っている犬、猫に マイクロチップを装着された方

新たに所有者情報等の「登録」が必要です。装着施術した獣医師から渡された「マイクロチップ装着証明書」を準備し、以下の通り手続きを行ってください。

登録した内容
(住所、電話番号など)に
変更があった場合や
犬・猫が死亡した場合にも
変更届出が必要です

登録等は、オンラインまたは郵送で行えます

登録する内容

- マイクロチップの識別番号
- 飼い主の情報 / 氏名・住所・電話番号・メールアドレス など
- 動物の情報 / 名前・品種・毛色・生年月日・性別・狂犬病予防法登録番号(犬) など

オンライン
登録は
こちらから



郵送はこちら 専用の申請書等が必要なため、以下のお問い合わせ先へ電話の上お取り寄せください。

登録手数料 オンライン / 300円 郵送 / 1,000円 (令和6年4月1日以降: オンライン / 400円 郵送 / 1,400円)

登録等に関するお問い合わせ先

犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境大臣指定登録機関 (公社)日本獣医師会
TEL.03-6384-5320 受付時間/9:00~18:00 月~土(日祝日除く)

●狂犬病予防法の特例

制度に沿ってマイクロチップの登録等を行った場合、市町村窓口での狂犬病予防法上の登録等の手続きが必要となることがあります。その場合は、マイクロチップが鑑札とみなされます。犬の登録等が別途必要かどうかは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

